

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第172号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた身体障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者をいう。）のうち、障害者自立支援法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスに係る介護給付費の支給の決定を受けた者

第3条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条中「第7条第2項第3号」を「第7条第2項第5号」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる」を「前条第1号の身体障害者デイサービスに関し障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」に、「前条第6号」を「前条第3号」に改め、同条各号を削る。

別表第1京都市柘野老人デイサービスセンターの項中「午前9時」を「午前8時30分」に、「午後7時」を「午後5時30分」に改め、同表京都市鳳徳老人デイサービスセンターの項中「午前9時」を「午前8時30分」に、「午後5時」を「午後5時30分」に改め、同表京都市成逸老人デイサービスセンターの項中「午前8時30分」を「午前9時」に、「午後5時30分」を「午後5時」に改め、同表京都市本能老人デイサービスセンターの項の次に次の1項を加える。

京都市御池老人デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時15分まで
-------------------	--------------------

別表第1京都市西ノ京老人デイサービスセンターの項中「午前8時45分」を「午前9時」に改め、同表京都市東九条老人デイサービスセンターの項中「午前9時30分」を「午前9時」に、「午後6時30分」を「午後5時」に改め、同表京都市久世老人デイサービスセンターの項中「午前8時40分」を「午前8時30分」に、「午後5時40分」を「午後5時30分」に改め、同表京都市桂川老人デイサービスセンターの項中「午前9時」を「午前8時40分」に改め、同表京都市東高瀬川老人デイサービスセンターの項中「午前8時30分」を「午前8時」に改める。

別表第2京都市鳳徳老人デイサービスセンターの項中「年始及び12月29日から同月31日まで（以下「年末」という。）」を「1月1日、同月2日及び12月31日」に改め、同表京都市成逸老人デイサービスセンターの項中「年末」を「12月29日から同月31日まで（以下「年末」という。）」に改め、同表京都市小川老人デイサービスセンターの項中「及び土曜日」を削り、同表京都市高野老人デイサービスセンターの項中「年末」を「12月31日」に改め、同表京都市修学院老人デイサービスセンターの項中「年末」を「12月31日」に改め、同表京都市本能老人デイサービスセンターの項の次に次の1項を加える。

京都市御池老人デイサービスセンター	日曜日並びに年始及び12月31日
-------------------	------------------

別表第2京都市西ノ京老人デイサービスセンターの項中「年始」を「1月1日、同月2日」に改め、同表京都市粟田老人デイサービスセンターの項中「年末」を「12月31日」に改め、同表京都市百々老人デイサービスセンターの項中「12月28日」を削り、同表京都市勸修老人デイサービスセンターの項中「日曜日並びに」を削り、同表京都市修徳老人デイサービスセンターの項中「及び土曜日並びに年始及び年末」を削り、同表京都市島原老人デイサービスセンターの項中「及び土曜日」を削り、「12月31日」を「年末」に改め、同表京都市東九条老人デイサービスセンターの項中「1月1日」の右に「及び同月2日」を加え、同表京都市吉祥院老人デイサービ

スセンターの項中「及び年末」を「， 12月30日及び同月31日」に改め，同表京都市久世老人デイサービスセンターの項中「及び年末」を「， 12月30日及び同月31日」に改め，同表京都市西院老人デイサービスセンターの項中「及び土曜日」を削り，「年末」を「12月31日」に改め，同表京都市桂川老人デイサービスセンターの項中「年末」を「12月31日」に改め，同表京都市東高瀬川老人デイサービスセンターの項中

「」を「年始及び年末」に改め，同表京都市春日丘老人デイサービスセンターの項中「12月31日」を「年末」に改める。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)